

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月30日

和歌山県知事 殿

提出者 株式会社 上平建設
 住 所 和歌山県日高郡日高川町高津尾325
 氏 名 代表取締役 上平佳司
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0738-54-0001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 上平建設
事業場の所在地	和歌山県日高郡日高川町高津尾325
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	6 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 24,075万円
③ 従業員数	6人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 元 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	2, 217.03 t	t
	(これまでに実施した取組)		
受注によって大きく左右されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計する等により産業破棄物の種類の排出量を予測する。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	排 出 量	230.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
これまでに実施した取組を継続する。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、廃プラスチック類、建設混合廃棄物の別に分別し処分業者に収集運搬を行う。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組を継続するとともに、従業員又は関連会社に作業手順を周知徹底する事により、適正に廃棄物を取り扱うことができる。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 元 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 元 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

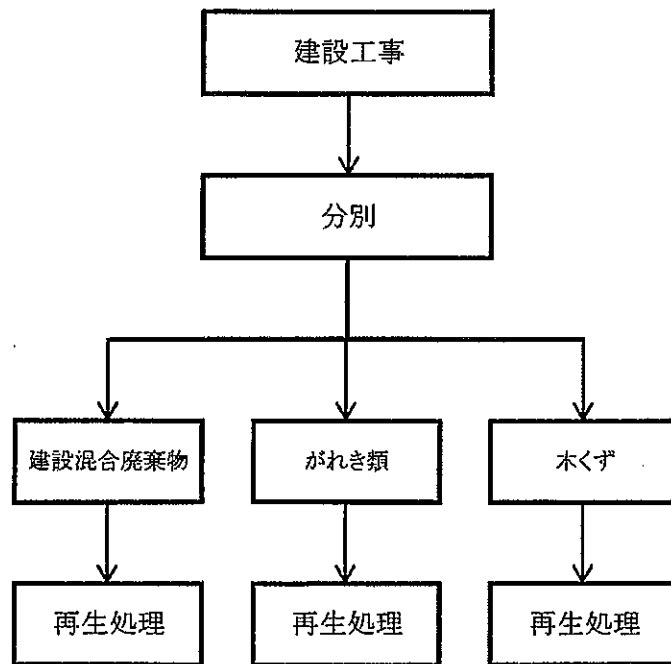
(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 元 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 元 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	2, 217.03 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2, 217.03 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約を締結するに当たっては事前の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)するとともに委託後に定期的な確認を行う。 再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	全処理委託量	230.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	230.00 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<p>これまでに実施した取組を継続する。 されに適正な委託先に選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を活用する。また、再利用が不可能な廃棄物については、積極的に熱利用を促進し、委託先についての情報収集を行い、ルート確保する。</p>			
※事務処理欄			

別紙1

産業廃棄物の一連の処理の工程

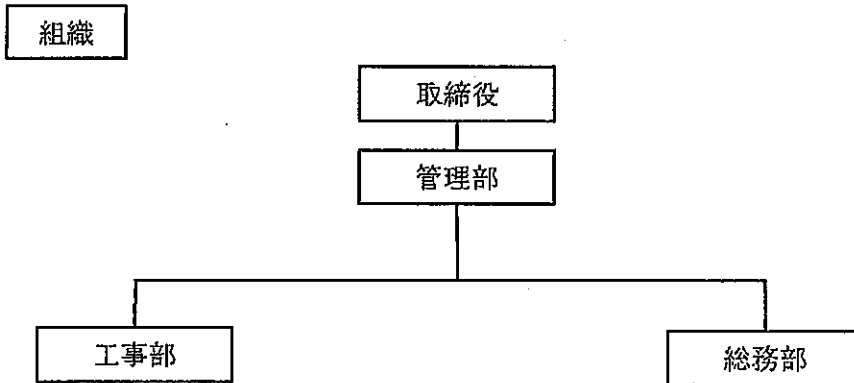


別紙2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者	所属：管理部	職名：代表取締役
現場責任者	所属：工事部	職名：主任技術者
	所属：工事部	職名：現場代理人
管理者	所属：総務部	職名：事務一般
役割	総括責任者	①委託契約の締結 ②処理業者の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況) ③再生利用の推進のため委託先の情報収集
	現場責任者	①産業廃棄物の取扱手順等の策定 ②作業員及び下請業者等への教育、啓発等 ③帳簿の作成 ④廃棄物処理法及び関係法令を遵守した作業の推進 ⑤マニフェストの交付
	管理責任者	①マニフェスト保管及び帳簿保管業務 ②届出報告作成及び保管業務



別紙3

計画の実施状況内訳

がれき類	1781.20t
建設混合廃棄物	5.96t
木くず	427.15t
ガラスくず等	2.72t
合計	2217.03t

別紙4

令和2年度 再生利用業者への処理委託目標量

産業廃棄物の種類	排出量
がれき類	130.00t
木くず	100.00t
合計	230.00t